

11. 税金保険料以外の給料からの天引きは労使協定必須

(Q11) 当社では毎月の給与から所得税と社会保険の保険料のほか、懇親会費を控除して職員に支給しています。労使協定は締結していません。問題ありますか？

(A11) 労働基準法第 24 条に違反しており、問題があります。

(解説)

賃金は、通貨で直接労働者に、その全額を、毎月 1 回以上、一定の期日を定めて支払わなければなりません。これを賃金支払いの 5 原則といいます。ご質問のケースは、このうち「全額払いの原則」に違反します。労働者に支払う賃金から控除することができるものは次の項目のみです。

(1) 法令に別段の定めがある場合

(2) 賃金の一部を控除して支払うことを定めた労使協定がある場合

上記（1）法令に別段の定めがある場合とは、具体的には、「社会保険料、所得税、住民税など」を指します。

上記（2）賃金の一部を控除して支払うことを定めた労使協定で控除できる項目として、例えば、購買代金、社宅、寮その他の福利、厚生施設の費用等事理明白なものについてのみとされています。

懇親会費についても、賃金から控除できる項目として労使協定を締結することにより適法に控除することができます。

(対応方法)

- ・賃金の一部控除に関する協定（労使協定）を締結し、協定書として保存しましょう。
※労使協定は、所轄労働基準監督署への届出が義務付けられているものと義務付けられていないものがありますが、賃金の一部控除に関する協定書は届出が義務付けられていない労使協定です。

→合わせてご覧ください

「雇用管理改善のための業務推進マニュアル 2. 労働条件を明示してトラブル防止」